



発行 新潟県

第 19 号

令和3年3月9日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 6 新潟県建設業法施行細則の一部を改正する規則（監理課）
- 7 新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築住宅課）

告 示

- 233 土壌汚染対策法による汚染されている区域の指定（環境対策課）
- 234 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健課）
- 235 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健課）
- 236 保安林の指定予定（治山課）
- 237 保安林の指定予定（治山課）
- 238 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 239 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 240 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 241 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 242 換地処分（農地整備課）
- 243 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 244 公共測量の実施通知（監理課）
- 245 公共測量の終了通知（監理課）
- 246 公共測量の終了通知（監理課）
- 247 公共測量の終了通知（監理課）
- 248 公共測量の終了通知（監理課）
- 249 公共測量の終了通知（監理課）
- 250 道路の区域変更（道路管理課）
- 251 道路の供用開始（道路管理課）
- 252 廃川敷地等の発生（河川管理課）
- 253 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 254 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 255 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）

公 告

- 特定調達契約の落札者等（ICT推進課）
- 予算の公表（財政課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

- 一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)

選挙管理委員会告示

- 14 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数 (選挙管理委員会)

人事委員会規則

- 8-94 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)

教育委員会告示

- 2 指定技能教育施設の名称変更 (高等学校教育課)

規 則

新潟県建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月9日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第6号

新潟県建設業法施行細則の一部を改正する規則

新潟県建設業法施行細則（昭和44年新潟県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の提出)</p> <p>第2条 <u>次に掲げる者は、関係書類正本1通及び副本2通を提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>法第5条（法第17条において準用する場合を含む。）の規定により許可の申請をする者</u></p> <p>(2) <u>法第11条（法第17条において準用する場合を含む。）の規定により変更等の届出をする者</u></p> <p>(3) <u>法第12条（法第17条において準用する場合を含む。）の規定により廃業等の届出をする者</u></p> <p>(4) <u>法第17条の2第1項から第3項までの規定による認可を受けようとする者</u></p> <p>(5) <u>法第17条の3第1項の規定により認可の申請をする者</u></p> <p><u>2</u> <u>前項に規定する書類は、その主たる営業所の所在地を管轄する地域振興局長を経由して提出しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p>	<p>(書類の提出)</p> <p>第2条 <u>法第5条（法第17条において準用する場合を含む。）の規定により知事に許可の申請をする者又は法第11条（法第17条において準用する場合を含む。）の規定により知事に変更等の届出をする者は、関係書類正本1通及び副本2通を提出しなければならない。</u></p> <p><u>2</u> <u>法第12条（法第17条において準用する場合を含む。）の規定により知事に廃業等の届出をする者は、届出書1通を提出しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> <u>前2項の規定による書類は、その主たる営業所の所在地を管轄する地域振興局長を経由して提出しなければならない。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月9日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第7号

新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年新潟県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 省令第23条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>ア 次のいずれかに該当する機関が申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について法第35条第1項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請をする場合にあつては、建築基準法第18条の2第1項の規定による知事の委任を受けた者が当該計画について同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合することを証する書類</p> <p>3 省令第30条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する機関が申請に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 法第35条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合 省令第25条第2項に規定する通知書の写し及び検査済証の写し</p>	<p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 省令第23条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>ア 次のいずれかに該当する機関が申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について法第30条第1項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請をする場合にあつては、建築基準法第18条の2第1項の規定による知事の委任を受けた者が当該計画について同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合することを証する書類</p> <p>3 省令第30条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する機関が申請に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合 省令第25条第2項に規定する通知書の写し及び検査済証の写し</p>

<p>(4)・(5) (略)</p> <p>別記 第1号様式 (第4条関係) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事完了報告書 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>法第36条第1項に規定する軽微な変更をした場合にあつては、その内容</p> </td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	(略)		<p>法第36条第1項に規定する軽微な変更をした場合にあつては、その内容</p>		<p>(4)・(5) (略)</p> <p>別記 第1号様式 (第4条関係) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事完了報告書 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>法第31条第1項に規定する軽微な変更をした場合にあつては、その内容</p> </td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	(略)		<p>法第31条第1項に規定する軽微な変更をした場合にあつては、その内容</p>	
(略)									
<p>法第36条第1項に規定する軽微な変更をした場合にあつては、その内容</p>									
(略)									
<p>法第31条第1項に規定する軽微な変更をした場合にあつては、その内容</p>									

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第233号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和3年3月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定する形質変更時要届出区域
佐渡市河原田本町字御旅所384番1の一部
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

◎新潟県告示第234号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和3年3月9日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東ヶ丘整形外科	長岡市栄町2丁目7番15号	令和3年1月4日
クスリのアオキ長岡曙薬局	長岡市曙2丁目4番地26	令和3年2月1日
ウエルシア薬局長岡関原店	長岡市上除町西2丁目7番地	令和3年2月1日
わたなべ歯科	上越市大字土橋2384番地	令和3年1月1日
一般社団法人上越歯科医師会 上越休日歯科・障がい者歯科診療センター	上越市新光町1丁目8番11号	令和2年12月6日

かもじま薬局	上越市鴨島一丁目1番10号	令和2年12月1日
西方歯科医院	新発田市大手町2-9-10	令和3年2月22日
すわ調剤薬局	新発田市諏訪町1-3-6	平成31年3月26日
訪問看護ステーションあやめ新発田	新発田市富塚町2丁目3-18 長谷川ビル2階	令和2年11月1日
皆川歯科医院	加茂市穀町6-17	令和2年12月17日
あらまち調剤薬局	村上市安良町4-12	平成30年4月1日
糸魚川総合病院(医科)	糸魚川市大字竹ヶ花457番地1	平成27年12月1日
糸魚川総合病院(歯科)	糸魚川市大字竹ヶ花457番地1	平成27年12月1日
ウエルシア薬局新潟小出店	魚沼市井口新田1003-6	令和3年2月1日

◎新潟県告示第235号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年3月9日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
一般社団法人 上越歯科医師会休日歯科診療センター	上越市新光町1丁目10番16号	令和2年12月5日
皆川歯科医院	加茂市穀町6-17	令和2年12月16日
有限会社東大通り薬局水原店	阿賀野市中央町2丁目12番18号	令和3年1月31日

◎新潟県告示第236号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和3年3月9日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県佐渡市柳沢151の2、152の1から152の3まで、153、153の1、154、466、467、482の1、真浦378、570から572まで、574

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第237号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和3年3月9日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県佐渡市加茂歌代字松尾4915の2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第238号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、柏崎市の柏崎土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和3年3月9日

新潟県柏崎地域振興局長

1 退 任

監事 柏崎市西山町尾野内385番地 黒坂 正春

退任年月日 令和3年2月23日

◎新潟県告示第239号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、阿賀野市の一部を受益地域とする県営下里地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月9日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和3年3月10日から令和3年4月6日まで

3 縦覧に供する場所

阿賀野市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知

った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第240号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、糸魚川市の一部を受益地域とする県営川島・坂井地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月9日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間
令和3年3月10日から令和3年4月6日まで

3 縦覧に供する場所
糸魚川市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第241号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、糸魚川市の一部を受益地域とする県営谷根・出地区区画整理・農業用排水施設整備・暗渠排水(中山間地域農業農村総合整備)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月9日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間
令和3年3月10日から令和3年4月6日まで

3 縦覧に供する場所
糸魚川市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改廃事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改廃事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改廃事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改廃事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改廃事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改廃事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改廃事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改廃事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第242号

土地改廃法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、新潟市を地域とする県営区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業道上地区(全換地区)に係る換地処分をした。

令和3年3月9日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第243号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和3年3月9日

新潟県知事 花 角 英 世

1 処分をした年月日 令和3年2月19日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

坂井建設株式会社

坂井 重栄

3 主たる営業所の所在地

長岡市上塩1400-3

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-30)第6427号

5 処分の内容 石工事業、防水工事業及び造園工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年2月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和3年2月24日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

田部鉄工エンジニアリング株式会社

田部 一男

3 主たる営業所の所在地

東蒲原郡阿賀町向鹿瀬71

4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第1638号

5 処分の内容 電気通信工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年2月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4

号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和3年2月10日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社ナガミネ
小山 勝彦
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市才津南町89
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-28)第17368号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和3年2月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和3年2月16日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社コマショウ
小林 良
 - 3 主たる営業所の所在地
新発田市藤塚浜4078-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第45623号
 - 5 処分の内容 解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和3年2月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和3年2月24日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
城和工務店
村山 和彦
 - 3 主たる営業所の所在地
南魚沼市青木新田894-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第42462号
 - 5 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和3年2月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和3年2月24日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社山下技建
山下 善則
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区浦木2519
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-28)第23151号
 - 5 処分の内容 建築工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る特定
-

建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年2月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和3年2月17日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

今泉建装

今泉 勝夫

3 主たる営業所の所在地

新潟市江南区北山161-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第22912号

5 処分の内容 建築工事業及び塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年1月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和3年2月17日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

梅田建設

梅田 均

3 主たる営業所の所在地

三条市金子新田乙752

4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第43315号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年1月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和3年2月9日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社スギマサ

杉田 政男

3 主たる営業所の所在地

上越市柿崎区高寺9-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第44291号

5 処分の内容 解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年2月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和3年2月8日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社八幸建設

市村 謙

3 主たる営業所の所在地

上越市板倉区南中島577-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第20343号

5 処分の内容 解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年2月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和3年2月2日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社真野テクニカル

長 英基

3 主たる営業所の所在地

佐渡市真野新町165-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第30014号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年2月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和3年1月25日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社巻工務店

巻 徳雄

3 主たる営業所の所在地

新潟市南区味方1083-5

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第5056号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年1月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和3年2月1日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社鷺井口組

井口 博

3 主たる営業所の所在地

南魚沼市坂戸67

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第18945号

5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年2月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和3年2月1日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社泉工業

佐々木 友哉

3 主たる営業所の所在地

阿賀野市下黒瀬1193-3

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第21778号

5 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年2月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和3年2月3日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

須貝電気工事店

須貝 正夫

3 主たる営業所の所在地

胎内市西本町5-2

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第928号

5 処分の内容 電気工事業及び機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年1月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和3年1月26日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

和同情報システムホールディングス株式会社

木村 信丈

3 主たる営業所の所在地

長岡市新産2-7-5

4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第45357号

5 処分の内容 内装仕上工事業及び電気通信工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年1月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第244号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月9日

新潟県知事 花角 英世

1 作業種類 公共測量(2級水準測量)

2 作業期間 令和3年1月26日から令和3年3月21日まで

3 作業地域 新潟市(2級水準測量、水準点9-2移設に伴う移設測量)

◎新潟県告示第245号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量・河川測量）
 - 2 作業期間 令和2年9月4日から令和3年1月29日まで
 - 3 作業地域 姫川沿岸部及び姫川本川（河口から12.0km）
-

◎新潟県告示第246号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、長岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（2級水準測量）
 - 2 作業期間 令和2年8月1日から令和3年1月29日まで
 - 3 作業地域 長岡市内
-

◎新潟県告示第247号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
 - 2 作業期間 令和2年8月17日から令和3年2月5日まで
 - 3 作業地域 糸魚川市、上越市（新潟焼山周辺）
-

◎新潟県告示第248号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（撮影、数値地形図）
 - 2 作業期間 令和2年10月8日から令和3年2月1日まで
 - 3 作業地域 東蒲原郡阿賀町栄山地先
-

◎新潟県告示第249号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（地盤沈下変動調査 水準測量図作成）
 - 2 作業期間 令和2年6月30日から令和3年2月19日まで
 - 3 作業地域 新潟市全域
-

◎新潟県告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年3月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
 - 2 路線名 入ノ平白馬線
 - 3 道路の区域
-

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市大字大所字牧山989番801から	新	6.8～23.8メートル	436.8メートル
同市大字大所字牧山989番19まで	旧	6.8～14.0メートル	435.7メートル

◎新潟県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年3月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 県道 入ノ平白馬線
- 2 供用開始の区間
糸魚川市大字大所字牧山989番801から同市大字大所字牧山989番19まで
- 3 供用開始の期日 令和3年3月9日

◎新潟県告示第252号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和3年3月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 河川の名称
二級河川早川水系早川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和3年3月9日
- 3 廃川敷地等の位置
糸魚川市大字四ツ屋字大橋場233番2地先から同市大字東川原字砂田65番8地先まで（早川右岸）
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 3,820.07平方メートル

◎新潟県告示第253号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 施行者の名称
糸魚川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 糸魚川都市計画下水道事業
 - (2) 名称 糸魚川市特定環境保全公共下水道（能生処理区）
- 3 事業施行期間
平成12年7月14日から令和5年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

◎新潟県告示第254号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称
糸魚川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 糸魚川都市計画下水道事業
 - (2) 名称 糸魚川市公共下水道（糸魚川処理区）
- 3 事業施行期間
昭和59年2月28日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第255号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称
糸魚川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 糸魚川都市計画下水道事業
 - (2) 名称 糸魚川市公共下水道（青海処理区）
- 3 事業施行期間
昭和57年1月25日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量
新潟県財務会計システム及び共通基盤システム用サーバ機器等一式（その3）の借上げ
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県知事政策局 ICT推進課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法

- 借入
- 4 契約方式
一般競争入札
 - 5 落札決定日
令和3年2月24日(水)
 - 6 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社
東京都港区西新橋一丁目3番1号
 - 7 落札価格
257,004,000円
 - 8 入札公告日
令和3年1月15日(金)
 - 9 落札方式
最低価格

予算の公表について(公告)

令和3年2月26日新潟県議会において議決された令和2年度新潟県一般会計補正予算、特別会計補正予算、企業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和3年3月9日

新潟県知事 花 角 英 世

令和2年度新潟県一般会計補正予算

令和2年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57,780,027千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,542,770,208千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第7款 分担金及び負担金		千円 4,710,026	千円 3,043,714	千円 7,753,740	
	第1項 分担金	1,340,324	971,209	2,311,533	
	第2項 負担金	3,369,702	2,072,505	5,442,207	
第9款 国庫支出金		217,307,013	30,482,572	247,789,585	
	第2項 国庫補助金	186,922,554	30,482,572	217,405,126	
第10款 財産収入		4,583,198	8	4,583,206	
	第1項 財産運用収入	924,087	8	924,095	
第11款 寄附金		828,499	33,000	861,499	
	第1項 寄附金	828,499	33,000	861,499	
第12款 繰入金		23,607,674	45,539	23,653,213	
	第2項 基金繰入金	19,807,681	45,539	19,853,220	
第13款 諸収入		296,229,183	292,194	296,521,377	
	第5項 受託事業収入	7,600,198	114,060	7,714,258	
	第6項 収益事業収入	2,641,187	178,134	2,819,321	
第14款 県債		264,432,000	23,883,000	288,315,000	

	第1項 県	債	264,432,000	23,883,000	288,315,000
歳	入	合 計	1,484,990,181	57,780,027	1,542,770,208

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第2款 総務費		千円 28,685,774	千円 1,108,992	千円 29,794,766
	第1項 政策費	6,828,702	275,161	7,103,863
	第2項 総務管理費	11,670,542	833,239	12,503,781
	第7項 人事委員会費	147,612	592	148,204
第3款 県民生活・環境費		11,049,885	1,013,245	12,063,130
	第1項 県民生活管理費	5,930,041	378,964	6,309,005
	第2項 防災費	3,416,551	532,099	3,948,650
	第3項 環境企画費	577,031	102,182	679,213
第4款 福祉保健費		217,563,361	1,192,315	218,755,676
	第1項 福祉保健費	24,008,461	45,443	24,053,904
	第3項 医師業務事費	21,451,105	11,619	21,462,724
	第4項 医師・看護職員確保対策費	1,747,086	32,564	1,779,650
	第5項 高齢福祉保健費	49,826,104	8,418	49,834,522
	第6項 健康対策費	24,970,524	583,200	25,553,724
	第9項 子ども家庭費	24,981,962	511,071	25,493,033
第5款 労働費		3,057,428	29,155	3,086,583
	第3項 職業能力開発費	2,029,289	29,155	2,058,444

第6款	産業費	第1項 産業政策費 第2項 産業・経営支援費 第3項 産業振興費 第4項 商業・地場産業振興費 第5項 産業立地費 第6項 観光費	303,326,035 6,887,295 276,889,698 2,161,147 286,306 13,863,263 3,238,326	5,643,484 15,564 4,675,666 61,631 6,000 279,203 605,420	308,969,519 6,902,859 281,565,364 2,222,778 292,306 14,142,466 3,843,746
第7款	農林水産業費	第2項 地域農政推進費 第3項 産園芸費 第4項 経営普及費 第5項 食品・流通費 第6項 畜産業費 第7項 水産業費 第8項 林業費 第9項 農地管理費 第10項 農地整備費	77,244,250 8,703,222 1,899,661 3,534,103 452,991 1,562,934 3,906,786 12,188,708 5,488,611 34,660,318	24,910,386 1,044,908 873,268 20,000 69,163 5,050 359,748 2,795,207 33,415 19,709,627	102,154,636 9,748,130 2,772,929 3,554,103 522,154 1,567,984 4,266,534 14,983,915 5,522,026 54,369,945
第8款	土木費	第2項 道路橋りょう費 第3項 河川海岸費 第4項 砂防費	151,758,429 62,953,740 29,646,394 16,128,593	20,514,670 8,405,302 8,555,610 1,262,800	172,273,099 71,359,042 38,202,004 17,391,393

	第5項 都 市 計 画 費	7,450,224	206,525	7,656,749
	第6項 建 築 費	11,276,103	16,106	11,292,209
	第7項 交 通 策 費	3,689,824	104,827	3,794,651
	第9項 港 湾 策 費	7,800,118	1,963,500	9,763,618
第9款 警 察 費	第1項 警 察 管 理 費	52,107,443 48,022,542	68,475 68,475	52,175,918 48,091,017
第10款 教 育 費	第1項 教 育 総 務 費	181,018,096	3,299,305	184,317,401
	第2項 小 学 校 費	8,851,046	730,612	9,581,658
	第3項 高 等 学 校 費	85,942,686	10,398	85,953,084
	第4項 特 別 支 援 学 校 費	47,933,845	1,967,082	49,900,927
	第6項 生 涯 学 習 推 進 費	20,821,076	114,004	20,935,080
	第9項 私 学 教 育 振 興 費	321,871	11,821	333,692
	第10項 大 学 教 育 振 興 費	11,785,659	454,740	12,240,399
		2,385,404	10,648	2,396,052
歳 出	合 計	1,484,990,181	57,780,027	1,542,770,208

第2表 繰越明許費					
款	項	事業名	金額	単位	
第2款 総務費	第1項 政 策 費	地域活性化リーディングプロジェクト費	45,000	千円	
		会員組織と連携したネットワーク形成事業費	12,375		
		電子県庁基盤整備事業費	180,178		
		(公財)新潟県国際交流協会活動促進費	4,300		
第3款 県民生活・環境費	第2項 総務管理費	総合研修センター修繕費	138,252		
		公文書管理システム費	203,625		
		本庁舎整備備費	49,617		
		庁公舎維持特定修繕費	795,641		
第3款 県民生活・環境費	第1項 県民生活管理費	新潟県文化祭事業費	24,118		
		文化芸術活動と産業分野等連携事業費	2,646		
		新潟県生涯スポーツ推進事業委託費	1,500		
		東京オリリンピック新潟県活性化推進費	124,289		

		スポーツ団体事業補助金	620
		競技水準向上対策費	77,728
		危機管理センター運用管理費	193
		防災体制整備費	9,503
		原子力防災対策費	454,825
		行政事務費	3,278
		新潟県グリーン社会実現戦略検討費	10,000
		有害鳥獣対策調査費	27,050
		環境保全施設整備交付金事業費	61,854
		患者等搬送体制強化費	10,855
		社会福祉団体活動対策費	32,060
		魚沼地域医療体制整備推進費	1,244
		高齢者福祉施設等防災・減災設備等補助金	8,418
		県立児童福祉施設整備事業費	27,192
		第2項 防災費	
		第3項 環境企画費	
		第1項 福祉保健費	
		第3項 医療業務費	
		第5項 高齢福祉保健費	
		第9項 子ども家庭費	
第4款 福祉保健費			

第5款 労働費	第3項 職業能力開発費	テクノスクーラル環境改善費	9,988
		ITスキップ訓練費	19,167
第6款 産業費	第1項 産業政策費	オンラインによる非接触型海外展開支援費	8,250
		にいがた産業創造機構新型コロナウイルス対応整備費	7,314
	第2項 創業・経営支援費	兼業・副業による県内企業経営革新プログラム	6,762
		新型コロナウイルス対応強化促進	150,000
		新型コロナウイルス継続等総合支援策	4,518,904
	第3項 産業振興費	デジタルものづくり研究開発支援費	42,365
		工業技術総合研究所感染症対策維持補修費	19,266
	第4項 商業・地場産業振興費	地場産業振興総合支援費	6,000
	第5項 産業立地費	未来創造産業立地促進補助金	279,203
	第6項 観光費	観光誘致推進費	教育旅行誘致推進費
新幹線などを活用した誘客促進費			16,733
		観光需要喚起緊急対策費	518,000

第7款 農林水産業費	第2項 地域農政推進費	農林水産業総合振興事業助成費	93,000
		経営構造対策事業助成費	945,908
		中山間地域所得確保推進補助金	6,000
	第3項 農産園芸費	令和3年産新潟米作付転換緊急支援費	236,200
		水田麦・大豆産地生産性向上支援費	411,500
		園芸産地における事業継続強化対策補助金	8,389
	第4項 経営普及費	農作物鳥獣害対策補助金	160,000
		有害鳥獣被害防止総合対策費	57,179
		多様な人材が活躍できる農業推進補助金	20,000
	第5項 食品・流通費	県産園芸品目観光連携PR費	3,802
		県産農林水産物海外新市場開拓費	44,765
		新潟米ブランド強化事業費	18,000
	第6項 畜産業費	花のある暮らし普及推進補助金	2,596
にいがた和牛食育促進費		5,050	

第7項 水産業費	県産水産物食育促進費	8,168
	新生活様式対応型水産物販売強化支援補助金	1,500
	県営水産生産基盤整備事業費	80,000
	県営水産物供給基盤機能保全事業費	231,700
	市町村営水産物供給基盤機能保全事業補助金	38,380
第8項 林業費	林道開設事業費	210,030
	民有林造林奨励補助金	97,692
	台板・製材・集成材国際競争力強化対策事業補助金	266,850
	森林計画システムクラウド化事業費	45,000
	復旧治山事業費	382,200
	緊急予防治山事業費	287,700
	防災林造成事業費	373,800
	保安林保育事業費	187,712
	奥地保安林保全緊急対策事業費	110,250

	地すべり防止事業費	390,810
	山地災害重点地域総合対策事業費	73,500
	緊急機能強化・老朽化対策事業費	194,250
	青少年の森・県民の森管理費	7,472
	単独庁舎維持補修費	9,415
	国営造成県管理排水機場BCP策定事業費	24,000
	県営かんがい排水事業費	1,707,272
	県営ストックメジャメント施設建設費	1,269,977
	県営農地防災排水事業費	977,570
	県営灌漑水防除事業費	1,553,960
	県営地すべり対策農地事業費	527,309
	県営ため池等整備事業費	2,126,183
	県営地盤沈下対策農地事業費	1,204,661
	県営中山間地域総合農地防災事業費	77,674
	第9項 農地管理費	
	第10項 農地基盤整備費	

第8款 土 木 費	第2項 道路橋りょう費	国営附帯県営農地防災事業費	227,637
		県営特定農業用管水路等特別対策事業費	221,506
		県営経営体育成基盤整備事業費	8,884,279
		県営中山間地域対策事業費	529,904
		地域農業水利施設ストックマネジメント費	50,845
		団体営農業水利施設安全対策推進費	9,400
		防災・減災対策農業水利施設画設費	21,000
		道路改良築費	989,004
		災害防除施設費	777,201
		雪害対策機械整備費	235,173
		緊急地方道路整備費	3,353,924
		第3項 河川海岸費	河川管理施設機能確保事業費
総合流域防災対策情報基盤等整備費	42,000		
総合流域防災対策河川機能保全費	478,800		

	広域河川改修費	674,100
	河川総合流域防災対策整備費	21,000
	河川災害復旧関連緊急事業費	1,890,000
	海岸高潮対策費	148,900
	堰堤改良費	402,810
第4項	砂防費	166,400
	地すべり対策費	93,600
	急傾斜地崩壊対策費	72,800
第5項	都市計画費	73,500
	公園整備費	133,025
第6項	建築費	16,106
第7項	交通政策費	104,827
第9項	港湾費	420,000
	港湾施設改良統合補助事業費	105,000

第9款	警察費	港湾海岸保全費	390,000	
第10款	警察費	第1項 警察管理費	66,770	
		教育費	第1項 教育総務費	311,454
			県立学校整備関係費	75
	中等教育費	ネットワーキングセキュリティ対策費	399,583	
		公立幼稚園ICT環境整備支援費	19,500	
		中等教育学校学校教育活動継続支援費	5,200	
	特別支援学校費	小学校費	学力向上対策費	5,198
			県立高校ICT環境整備費	115,048
		中学校費	全日制高等学校教育活動継続支援費	156,800
			定時制高等学校教育活動継続支援費	14,000
		特別支援学校費	産業教育設備費	1,500,000
			特別支援学校学校教育活動継続支援費	70,400
		特別支援学校大規模・耐震改修費	10,830	

		特別支援学校大規模・耐震改修費(原単)	335
		特別支援学校冷房整備費	7,761
		特別支援学校情報処理機器整備費	24,086
第6項	生涯学習推進費	図書館等改修費	7,971
第9項	私学教育振興費	私立中学・高等学校感染症対策支援費	360,000
第10項	大学費	県立看護大学施設整備交付金	3,278
		県立大学施設整備交付金	7,370
合	計		46,095,804

第3表 債務負担行為補正 1 追加								
事	項	期	間	限	度	額	説	明
	新潟県共通基盤・財務会計システム用サーバー機器等 賃貸借契約	令	和	3	年	度	79,978千円	
	県営漁港災害復旧工事請負契約	令	和	3	年	度	310,000千円	
	林道開設事業工事請負契約	令	和	3	年	度	95,000千円	
	林道開設工事調査委託契約	令	和	3	年	度	5,000千円	
	復旧治山事業工事請負契約	令	和	3	年	度	66,000千円	
	緊急予防治山事業工事請負契約	令	和	3	年	度	130,000千円	
	防災林造成事業工事請負契約	令	和	3	年	度	140,000千円	
	保安林緊急改良事業工事請負契約	令	和	3	年	度	31,000千円	
	奥地保安林保全緊急対策事業工事請負契約	令	和	3	年	度	58,000千円	
	水源の里保全緊急整備事業工事請負契約	令	和	3	年	度	18,000千円	
	地すべり防止事業工事請負契約	令	和	3	年	度	187,000千円	

緊急総合地すべり防止事業工事請負契約	令和3年度	36,000千円	
復旧治山工事調査委託契約	令和3年度	10,000千円	
防災林造成工事調査委託契約	令和3年度	20,000千円	
保安林緊急改良工事調査委託契約	令和3年度	7,000千円	
地すべり防止工事調査委託契約	令和3年度	25,000千円	
道路改築工事請負契約	令和3年度	200,000千円	
建設関係災害復旧工事請負契約	令和3年度	400,000千円	
港湾改修工事請負契約	令和3年度	200,000千円	
教習情報ネットワーク分離システム構築及び運用管理委託契約	令和4年度から 令和8年度まで	13,200千円	
統合型校務支援システム構築及び運用管理委託契約	令和4年度から 令和8年度まで	209,550千円	

起債の目的		補			正			後		
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	利率	償還の方法	
道路事業費	千円 12,405,000	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	千円 16,355,000	補正前に同じ				
河川事業費	13,478,000									
海岸事業費	658,000									
砂防事業費	7,457,000									
街路事業費	588,000									
公園事業費	824,000									
港湾事業費	4,213,000									
漁港事業費	627,000									
林道事業費	504,000									
治山事業費	2,663,000									
農地事業費	7,113,000									

学校教育施設等整備事業費	1,834,000	2,846,000					
地方道路等整備事業費	12,577,000	14,104,000					
国立・国定公園施設整備事業費	17,000	47,000					
合 計	264,432,000	288,315,000					

令和2年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,578千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ764,058千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入		千円 696,480	千円 67,578	千円 764,058
	第3項 繰 入 金	323,346	67,578	390,924
歳 入	合 計	696,480	67,578	764,058

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業費		千円 696,480	千円 67,578	千円 764,058
	第1項 災害救助費	290,967	67,578	358,545
歳	出	合計	67,578	764,058

第2表 繰越明許費				
款	項	事業名	金額	
第1款	災害救助事業費	災害救助法による救助費	67,578	千円
合	計		67,578	

令和2年度新潟県有林事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,349千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171,888千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県有林事業収入	第1項 国庫支出金	158,539 千円	13,349 千円	171,888 千円
	第2項 財産収入	45,558	10,657	56,215
歳 入 合 計		158,539	13,349	171,888

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県有林事業費		千円 157,539	千円 13,349	千円 170,888
	第1項 事業費	70,975	13,349	84,324
歳	出 合 計	158,539	13,349	171,888

第2表 繰越明許費				
款	項	事 業 名	金 額	
第1款 県有林事業費	第1項 事業費	明治百年記念県行造林事業費	13,349	千円
合 計			13,349	

令和2年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入)

第2条 収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	病院事業収益	75,883,304	160,000	76,043,304
第3項	特別利益	916,190	160,000	1,076,190

(資本的支出)

第3条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,019,980千円は、過年度分損益勘定留保資金832,047千円及び当年度分損益勘定留保資金1,187,933千円で補てんするものとする。

支出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的支出	12,303,527	160,000	12,463,527
第1項	建設改良費	7,683,064	160,000	7,843,064

(重要な資産の取得)

第4条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種	類	名	称	数	量
医	療	器	械		式
		注射薬	抽出システム		一

令和2年度新潟県基幹病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県基幹病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	病院事業収益	4,364,885	10,375	4,375,260
第2項	医業外収益	4,271,394	10,375	4,281,769

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	病院事業費用	4,641,918	10,375	4,652,293
第1項	医業費用	4,489,135	10,375	4,499,510

(他会計からの補助金)

第3条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を733,209千円に改める。

令和2年度新潟県流域下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,149,238千円は、当年度分損益勘定留保資金1,289,970千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額82,213千円及び当年度利益剰余金処分額349,505千円及び引継金427,550千円で補てんする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	5,557,354	535,000	6,092,354
第1項 企業債	1,489,100	97,500	1,586,600
第2項 国庫補助金	2,828,252	340,000	3,168,252
第4項 負担金	1,172,551	97,500	1,270,051

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	7,706,592	535,000	8,241,592
第1項 建設改良費	5,170,975	535,000	5,705,975

(企業債)

第3条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元金額	変更金額
流域下水道事業	千円 1,105,100	千円 1,202,600

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和3年3月9日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 妻有ショッピングセンター南館

所在地 十日町市字上島丑712番地1 外

設置者 アークランドサカモト株式会社 他4者

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ラポート十日町 代表取締役 澤口 茂利

(変更後) 株式会社ラポート十日町 代表取締役 柄澤 和久

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 野村 弘 新潟市中央区女池八丁目16番地17号 他5者

(変更後) 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田 直樹 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 他6者

3 変更年月日

(1) 令和2年6月24日

(2) 令和3年4月22日 他

4 変更の理由

(1) 代表者が変更となったため

(2) 新規出店及び代表者が変更となったため

5 届出年月日

令和3年2月25日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

(なお、十日町市産業観光部産業政策課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和3年3月9日から令和3年7月9日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和3年3月9日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 妻有ショッピングセンター南館

所在地 十日町市字上島丑712番地1 外

設置者 アークランドサカモト株式会社 他4者

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐輪場の位置
・駐輪場1
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
- (2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
・株式会社ドン・キホーテ
(変更前) 午前9時00分から午後9時00分
(変更後) 24時間
- イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
・荷さばき施設1
(変更前) 午前8時00分から午後9時00分
(変更後) 午前6時00分から午後12時00分
- 3 変更年月日
- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
令和3年10月26日
- (2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
令和3年4月22日
- 4 変更の理由
駐輪場の位置及びテナント変更に伴う営業計画の変更のため
- 5 届出年月日
令和3年2月25日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
(なお、十日町市産業観光部産業政策課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和3年3月9日から令和3年7月9日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和3年3月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 (仮称) 中条ショッピングセンター
所在地 胎内市野中字江下347-4 外
設置者 株式会社ウオロク 他3者
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
公告日 令和2年10月13日
- 3 意見の概要
- (1) 胎内市からの意見の概要
意見なし
- (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和3年3月9日から令和3年4月9日まで

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、令和3年度敷地内車両等誘導警備業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年3月9日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

令和3年度敷地内車両等誘導警備業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社及び営業所等名称は問わない。）が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第2号に定める警備業務の認定証の交付を受けていること。

(8) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出した者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札参加資格確認書類の提出

(1) 入札希望者は令和3年3月19日（金）午後5時までに、入札説明書に定める一般競争入札提出書類等を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着させるとともに、書留郵便を利用すること。

(2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。

(3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

令和3年3月26日(金) 午前9時30分

新潟県立十日町病院 1階 講堂

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、産業廃棄物(感染性廃棄物)処分業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年3月9日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

産業廃棄物(感染性廃棄物)処分業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期限

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院及びがん予防総合センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社及び営業所等名称は問わない。）が所在する者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等に基づき、当該業務を実施するために必要な許可を受けている者であること。
- (8) 新潟県内で中間処理を行うこと。
- (9) J W N E T に加入しており、電子マニフェストに対応していること。
- (10) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出し、入札参加を認められた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2312
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札参加資格確認書類の提出

- (1) 入札希望者は、令和3年3月19日（金）午後5時までに入札説明書に定める入札参加資格を証明する書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は、令和3年3月19日（金）に必着させるとともに、書留郵便を利用すること。
- (2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。
- (3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

令和3年3月25日（木）午後1時30分
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

6 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札時に、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、令和3年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、フォトセンター業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年3月9日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

フォトセンター業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期限

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社及び営業所等名称は問わない。）が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出し、入札参加を認められた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札参加資格確認書類の提出

- (1) 入札希望者は、令和3年3月19日(金)午後5時までに入札説明書に定める入札参加資格を証明する書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は、令和3年3月19日(金)に必着させるとともに、書留郵便を利用すること。
 - (2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。
 - (3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。
- 5 入札、開札の日時及び場所
令和3年3月25日(木)午後2時
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A
- 6 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
入札時に、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否
要
 - (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
また、令和3年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件の手続きについて停止の措置を行うことがある。
 - (9) その他
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年3月9日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬業務委託 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 履行期限

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院及びがん予防総合センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社及び営業所等名称は問わない。)が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等に基づき、当該業務を実施するために必要な許可を受けている者であること。

(8) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出し、入札参加を認められた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札参加資格確認書類の提出

(1) 入札希望者は、令和3年3月19日(金)午後5時までに入札説明書に定める入札参加資格を証明する書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は、令和3年3月19日(金)に必着させるとともに、書留郵便を利用すること。

(2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。

(3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

令和3年3月25日(木)午後2時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、令和3年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、洗濯業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年3月9日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

洗濯業務委託（単価契約） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期限

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社及び営業所等名称は問わない。）が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 300床以上の病床数を有する病院の当該業務を、平成28年1月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(8) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14で定める基準に適合する者であることを証明した者であること。

- (9) クリーニング所の業務に従事する全てのクリーニング師が、クリーニング業法に基づくクリーニング師研修を受講済みであること。
- (10) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出し、入札参加を認められた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2312

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札参加資格確認書類の提出

- (1) 入札希望者は、令和3年3月19日(金)午後5時までに入札説明書に定める入札参加資格を証明する書類を持参又は郵送しなければならない。ただし郵送の場合は、令和3年3月19日(金)に必着させるとともに、書留郵便を利用すること。
- (2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。
- (3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

令和3年3月25日(木)午後3時30分
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

6 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札時に、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、令和3年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件の手続きについて停止の措置を行うことがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、中央材料室及び手術室（器械室）業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年3月9日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

中央材料室及び手術室（器械室）業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期限

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社及び営業所等名称は問わない。）が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 300床以上の病床数を有する病院の当該業務を、平成28年1月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(8) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の9で定める基準に適合する者であることを証明した者であること。

(9) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出し、入札参加を認められた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札参加資格確認書類の提出

(1) 入札希望者は、令和3年3月19日（金）午後5時までに入札説明書に定める入札参加資格を証明する書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は、令和3年3月19日（金）に必着させるとともに、書留郵便を利用すること。

(2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。

(3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

令和3年3月26日(金) 午前9時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター 3階研修室A

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、令和3年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、メッセージャー業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年3月9日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

メッセージャー業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期限

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするの

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社及び営業所等名称は問わない。）が所在する者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 300床以上の病床数を有する病院の当該業務を、平成28年1月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。
- (8) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出し、入札参加を認められた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2312
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札参加資格確認書類の提出

- (1) 入札希望者は、令和3年3月19日（金）午後5時までに入札説明書に定める入札参加資格を証明する書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は、令和3年3月19日（金）に必着させるとともに、書留郵便を利用すること。
- (2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。
- (3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

令和3年3月26日（金）午前10時
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

6 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札時に、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、令和3年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、食器類配下膳及び洗浄業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年3月9日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

食器類配下膳及び洗浄業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期限

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社（本店）が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 300床以上の病床数を有する病院の当該業務を、平成28年1月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(8) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出し、入札参加を認められた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札参加資格確認書類の提出

- (1) 入札希望者は、令和3年3月19日(金)午後5時までに入札説明書に定める入札参加資格を証明する書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は、令和3年3月19日(金)に必着させるとともに、書留郵便を利用すること。
- (2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。
- (3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

令和3年3月26日(金)午前10時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター 3階研修室A

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、令和3年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、看護助手業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年3月9日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

看護助手業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期限

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社(本店)が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 300床以上の病床数を有する病院の当該業務を、平成28年1月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(8) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出し、入札参加を認められた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札参加資格確認書類の提出

(1) 入札希望者は、令和3年3月19日(金)午後5時までに入札説明書に定める入札参加資格を証明する書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は、令和3年3月19日(金)に必着させるとともに、書留郵便を利用すること。

(2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。

(3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

令和3年3月26日(金)午前11時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出

しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、令和3年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、医療ガス設備保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年3月9日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の件名

医療ガス設備保守点検業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院及びがん予防総合センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 医療法施行規則第9条の13で定める基準に適合した者であること。

(6) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社又は出張所等の名称は問わない。）が所在する者であること。

(7) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出した者であること。

(8) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2012
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 入札参加資格確認書の提出期限
令和3年3月22日(月)午後3時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所
令和3年3月25日(木)午後1時30分
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階 ネットワーク室
- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否 要
 - (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
また、令和3年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。
 - (9) その他
 - ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
 - イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、自動扉保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年3月9日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の件名

自動扉保守点検業務委託 一式

- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (4) 履行場所
新潟県立がんセンター新潟病院及びがん予防総合センター
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。
- (6) 当院設置の自動ドア設備を取り扱え、新潟県内で平成30年度年以降に許可病床数200床以上の病院における自動ドア保守点検の履行実績があること。
- (7) 自動ドア設備部品の取扱い業者とする。
- (8) 本業務に従事する作業者については、厚生労働大臣認定の1級又は2級自動ドア施工技能士の資格を有すること。
- (9) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出した者であること。
- (10) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2012

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 入札参加資格確認書の提出期限
令和3年3月22日(月)午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

- 令和3年3月25日(木)午後3時30分
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階 ネットワーク室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出

しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、令和3年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ナースコール設備保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年3月9日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の件名

ナースコール設備保守点検業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院及びがん予防総合センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社又は出張所等の名称は問わない。）が所在する者であること。

(6) 当院設置のナースコール設備を取り扱え、新潟県内で平成30年度以降に許可病床数200床以上の病院におけるナースコール保守点検の履行実績を有していること。

(7) ナースコール設備部品の取扱い業者とする。

(8) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出した者であること。

(9) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2012

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 入札参加資格確認書の提出期限

令和3年3月22日(月)午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和3年3月26日(金)午前10時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階 ネットワーク室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、令和3年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、駐車場管理機器保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年3月9日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の件名

駐車場管理機器保守点検業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院及びがん予防総合センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。

(6) 駐車場管理機器について、自動料金精算システムの保守管理実績を有する者であること。

(7) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出した者であること。

(8) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2012

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加資格確認書の提出期限

令和3年3月22日(月)午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和3年3月26日(金)午前11時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階 研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、令和3年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、IVR-CT Angio装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和3年3月9日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

IVR-CT Angio装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和4年3月31日（木）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(6) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限
令和3年4月12日(月)午後5時
- 4 入札、開札の日時及び場所
令和3年4月19日(月)午前10時00分
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A
- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否
要
 - (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
また、令和3年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件の手続きについて停止の措置を行うことがある。
 - (9) その他
詳細は入札説明書による。
- 6 Summary
 - (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Interventional radiology computed tomography and angiography systems [1] set
 - (2) Deadline for bid submission:
5 : 00 p.m. APRIL 12, 2021
 - (3) Date of bid opening:
10 : 00 a.m. APRIL 19, 2021
 - (4) For more information, please contact the following division in Japanese:
Administrative Section, Niigata Prefectural Cancer Center Hospital
2-15-3 Kawagishi-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture, JAPAN
〒951-8566
TEL 025-266-5111 Ext.2312

選挙管理委員会告示

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和3年3月9日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
37,781
- 2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
336,131
- 3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	20,726
新潟市東区	38,461
新潟市中央区	49,607
新潟市江南区	19,127
新潟市秋葉区	21,634
新潟市南区	12,577
新潟市西区	43,922
新潟市西蒲区	16,074
長岡市三島郡	76,496
上越市	53,405
三条市	27,279
柏崎市刈羽郡	24,663
新発田市北蒲原郡	31,128
小千谷市	9,877
加茂市南蒲原郡	11,028
十日町市中魚沼郡	17,419
見附市	11,374
村上市岩船郡	18,646
燕市西蒲原郡	24,634
糸魚川市	11,974
妙高市	8,982
五泉市東蒲原郡	17,227
阿賀野市	11,850
佐渡市	15,471
魚沼市	10,126
南魚沼市南魚沼郡	17,790
胎内市	8,195

人事委員会規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月9日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

新潟県人事委員会規則第8-94号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（規則第8-55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）に対応する同表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）が存在する場合には当該移動号等を当該移動後号等とし、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 職員が次に掲げる看護、<u>介助又は養育</u>を行う場合 <u>一の年において8日(満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子及び届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。))が2人以上の場合にあっては、12日)</u>を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子及び届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。以下この号において同じ。))</u>が疾病の予防を図るために必要なものとして委員会が定めるその子の介助を行う場合で、他に介助を行う者がいないときにおける当該介助</p> <p>ウ <u>満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が在籍する学校等の全部若しくは一部の休業が行われた場合(他に養育を行う者がいないときに限る。))又は当該学校等が実施する行事へ参加する場合における養育</u></p> <p>(11)～(17) (略)</p> <p><u>(18) 職員が不妊治療を受ける場合 一の年において6日を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間</u></p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 職員が次に掲げる看護又は<u>介助</u>を行う場合 <u>一の年において7日(中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子及び届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。))が2人以上の場合にあっては、10日)</u>を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子及び届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。))</u>が疾病の予防を図るために必要なものとして委員会が定めるその子の介助を行う場合で、他に介助を行う者がいないときにおける当該介助</p> <p>(11)～(17) (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p>

<p>(22) (略)</p> <p>(23) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項第4号、第8号から第10号まで、<u>第18号、第21号</u>又は<u>第23号</u>の休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。</p> <p>(休暇の計算)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 1日を単位とする特別休暇（<u>第15条第1項第4号、第8号、第9号、第10号、第18号、第21号</u>及び<u>第23号</u>の休暇に限る。）及び組合休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>4 特別休暇（<u>第15条第1項第4号、第8号、第9号、第10号、第18号、第21号</u>及び<u>第23号</u>の休暇に限る。）及び組合休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5 特別休暇（1日を超えて引き続きとることができるものに限る。ただし、第15条第1項第10号、第13号、<u>第18号、第22号</u>及び<u>第23号</u>の休暇を除く。）の日数には、その期間中の週休日及び休日等を算入するものとする。</p>	<p>(21) (略)</p> <p>(22) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項第4号、第8号から第10号まで、<u>第20号</u>又は<u>第22号</u>の休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。</p> <p>(休暇の計算)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 1日を単位とする特別休暇（<u>第15条第1項第8号、第9号、第10号、第20号</u>及び<u>第22号</u>の休暇に限る。）及び組合休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>4 特別休暇（<u>第15条第1項第8号、第9号、第10号、第20号</u>及び<u>第22号</u>の休暇に限る。）及び組合休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5 特別休暇（1日を超えて引き続きとることができるものに限る。ただし、第15条第1項第10号、第13号、<u>第21号</u>及び<u>第22号</u>の休暇を除く。）の日数には、その期間中の週休日及び休日等を算入するものとする。</p>
---	---

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第2号

平成25年4月1日付けで技能教育施設として指定した長岡凜晴学院の名称を次のとおり変更したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第3項の規定により告示する。

令和3年3月9日

新潟県教育委員会教育長 稲荷善之

- 1 指定技能教育施設の名称
 - (変更前)
 - 長岡凜晴学院
 - (変更後)
 - 長岡凜晴高等学院
- 2 変更年月日
 - 令和3年4月1日